

## 農業経営基盤の強化の促進に関する県基本方針の見直しの概要

### 1 県基本方針の概要

- (1) 根拠法令：農業経営基盤の強化の促進に関する法律（第5条）
- (2) 目標年度：定期－10年後（現行：34年度）を見通して策定し、概ね5年ごとに見直す  
 随時－法改正による見直し
- (3) 位置づけ：① 効率的かつ安定的な経営体の育成  
 （認定農業者制度、特定農業法人・特定農業団体制度）  
 ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成（認定新規就農者制度）  
 ③ 育成すべき経営体に農用地の利用集積を促進  
 （利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業を促進する事業）  
 ⇒ 国段階（基本要綱）、県段階（基本方針）、市町村段階（基本構想）で定める
- (4) 見直し経過：H5.12公表 → H12.12定期見直し → H17.9法改正で変更 → H18.3定期見直し  
 → H22.3法改正で変更 → H25.3定期見直し → H26.5法改正で変更

### 2 県基本方針の見直しの考え方

- (1) 第3期食と農業農村基本計画に準拠した内容への変更
- (2) 他産業従事者の所得水準を踏まえた所得目標の見直し（認定農業者：500万 → 530万円）
- (3) 上記所得見直しを踏まえた経営指標の改定
- (4) 農地中間管理機構5年見直しにかかる人・農地プラン、円滑化事業等の記載見直し
- (5) 見やすい形態に整理（国要綱に合わせた記載内容・順序への変更、短文化）
- ※ 担い手への集積率目標（60%）、認定新規就農者の所得目標（250万円）は現状維持

### 3 県基本方針の見直し内容（項目）

現 行	見 直 し 案
	ま え が き 1 基本方針の位置づけ
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 長野県農業の現状と振興方針 2 農業構造の動向と課題 （1）農家と農業者 （2）農用地 （3）農業技術 （4）資本装備等 3 効率的経営体の目標  4 農業経営基盤強化の方向 （1）基本的誘導方向 （2）部門別誘導方向 （3）部門別経営改善のポイント （4）地帯別振興方向 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1 今後の農業の基本的な方向 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保 （1）効率的かつ安定的な農業経営の目標 （2）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保 （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標 （2）新規就農者数の確保目標 4 部門別誘導方向と地域農業のあり方 （1）部門別誘導方向 （2）地域農業のあり方

<p>効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営体の所得目標</li> <li>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</li> <li>3 農業経営指標</li> </ol> <p>新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営体の所得目標</li> <li>2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</li> <li>3 農業経営指標（新規就農計画）</li> </ol>	<p>効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</li> <li>2 農業経営の指標</li> </ol> <p>新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等</li> <li>2 農業経営の指標（新規就農計画）</li> </ol>
<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的経営体の農用地利用面積シェアの目標</li> <li>2 農地流動化の目標</li> <li>3 農用地の面的にまとまった形での利用集積について</li> </ol>	<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</li> <li>2 地帯区分別の集積促進について</li> </ol>
<p>効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項</li> <li>2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項</li> <li>3 推進体制の整備</li> </ol>	<p>効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針</li> <li>2 青年等の就農促進の推進方策</li> <li>3 青年等の就農促進の推進体制</li> </ol>
<p>農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p>	<p>農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地中間管理機構の名称</li> <li>2 農地中間管理機構の事業範囲</li> </ol>